



# 島根県報

平成22年10月8日（金）

号外 第 166 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【公 告】**

島根県予算編成支援システムの更新に係る事業予定者を決定するための提案競技（財 政 課） 2  
の実施

**公 告**

島根県予算編成支援システムの更新に係る事業予定者を決定するため、次のとおり提案競技を実施する。

平成22年10月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**1 提案競技に付する事項****(1) 名称**

島根県予算編成支援システム（以下「予算編成支援システム」という。）の更新に係る提案競技

**(2) 概要**

ア 予算編成支援システムの開発

イ 既存データの予算編成支援システムへの移行

ウ 職員研修

エ 更新後の予算編成支援システムのソフトウェアの保守及び運用サポート（年間数回実施される新規使用者研修の補助を含む。）

**(3) 仕様**

別に定める「島根県予算編成支援システム更新に係る提案競技仕様書」による。

**(4) 提案価格の上限額**

合計額は135,268,350円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とし、このうち、平成22年度は38,502,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

**2 完了期限及び運用期間****(1) 更新作業（システム開発、データの移行及び設定並びに職員研修を含む。）**

完了期限 平成24年 6 月30日

**(2) システムの保守及び運用サポート業務**

業務期間 平成24年 7 月 1 日から平成28年 6 月30日まで

**3 提案競技参加資格に関する事項**

提案競技に参加する者は、単独で提案する場合には(1)に掲げる要件のすべてを、共同企業体で提案する場合には(2)に掲げる要件のすべてを満たし、知事の参加資格の確認を受けたものであること。

**(1) 単独で提案する場合の要件**

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 島根県において県税を滞納していない者であること。

ウ 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

エ 島根県が実施する入札について指名停止を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

オ 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

カ 国際標準化機構が定めた規格 I S O9001による品質管理を行うことができる者であること。

キ 国、都道府県又は本県と同程度規模の市区町村において、予算編成を支援するシステムを構築した実績があり、かつ、その運用保守を複数回契約した実績を有すること。

**(2) 共同企業体で提案する場合の要件**

ア 共同企業体のすべてが(1)のアからオまでに該当すること。

イ 共同企業体のうちいずれかが(1)の力及びキに該当すること。

#### 4 提案競技実施要領等の配付

##### (1) 配付期間

平成22年10月12日（火）から平成22年11月 1 日（月）までの、土曜日及び日曜日を除く毎日午前 8 時30分から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間は除く。）

##### (2) 配付場所

総務部財政課予算第一グループ（島根県松江市殿町 1 番地島根県庁本庁舎 3 階）

##### (3) 守秘義務の遵守に関する誓約書

行政ネットワーク運用管理規程及び行政ネットワークパソコン設定書を閲覧するには、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出すること。

##### (4) 提案協議説明会

開催しない。

#### 5 提案競技参加資格確認手続

##### (1) 提出書類の種類

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

ア 提案競技参加資格確認申請書

イ 会社の概要書又は経歴書（共同企業体で提案する場合は、個別の提案者がそれぞれ提出すること。ウからカまでにおいて同じ。）

ウ 法人の登記事項証明書又は身分証明書

エ 直近の財務諸表

オ 島根県において県税の滞納がないことの証明書

カ 消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書

キ 国際標準化機構が定めた規格 I S O9001の認証取得登録書の写し

ク 国、都道府県又は本県と同程度規模の市区町村において、予算編成を支援するシステムを構築し、かつ、その運用保守を複数回契約した実績書

ケ 担当者届

コ 委任状

##### (2) 書類の提出方法、提出部数、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出部数

各 1 部

ウ 提出期限

平成22年11月 1 日（月）午後 5 時までに提出すること。

なお、郵送の場合は書留とし、同日の午後 5 時までに必着のこと。

エ 提出先

14に同じ。

#### 6 提案競技参加資格確認審査結果の通知

申請書提出者に対し、平成22年11月 5 日付けで、郵送にて通知する。

#### 7 提案競技に係る質問書について

##### (1) 質問は、期限までに文書により提出すること。

なお、質問は、F A X又は電子メールにより受け付けるものとするが、F A Xにより送付する場合は、必ず到着確認の電話をすること。

(2) 送付先

14に同じ。

(3) 送付期限

平成22年10月25日（月）午後5時まで（必着）

(4) 質問に対する回答は、平成22年10月29日（金）までに提案競技実施要領の配付者全員に対しF A X又は電子メールにより通知する。

8 提案書の提出について

提案競技参加資格確認審査において参加資格が認められた者は、以下により提案書を提出すること。

(1) 提案書の内容

提案競技実施要領による。

(2) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

平成22年11月16日（火）午後5時までに持参又は郵送にて提出すること。郵送の場合は、書留とし、同日の午後5時までに必着のこと。

ウ 提出先

14に同じ。

9 現行の予算編成支援システム設計書閲覧について

(1) 閲覧期間

平成22年10月12日（火）から平成22年10月19日（火）までの、土曜日及び日曜日を除く毎日午前9時から正午までの間で、島根県総務部財政課担当者と日時を調整すること。

(2) 閲覧場所

島根県第二分庁舎3階 大会議室（島根県松江市殿町2番地）

(3) 閲覧にあたっては、別に定める「閲覧要領」に定める事項を遵守すること。

10 選定方法

(1) 別に設置する「島根県予算編成支援システム更新に係る提案競技審査委員会」において選定するものとする。

(2) 評価については、以下の点を考慮する。

ア システムの開発・運用経費に関する項目

イ システムの機能、操作性及びセキュリティ対策に関する項目

- (ア) 仕様書に示す機能が全て満たされていること。
- (イ) 職員の予算編成事務に関わる負担を軽減する機能を有していること。
- (ロ) 運用保守コストを抑制できる機能提案がされていること。
- (ハ) 職員が容易に理解及び利用できる画面構成及び操作手順となっていること。
- (ニ) データを安全に保護する対策がとられていること。

ウ システムの開発及び導入計画に関する項目

- (ア) 職員が快適に利用でき、常時安定して稼働できるシステムの構成となっていること。
- (イ) 職員の負担を軽減した計画となっていること。
- (ロ) 現行システムのデータを確実に移行できる計画となっていること。
- (ハ) システム導入時に職員が確実に利用できるような計画（操作教育を含む。）となっていること。

エ システムの運用保守に関する項目

- (ア) 障害の発生時に早急に対応できる体制がとられていること。

(4) 職員からの問合せの対応が的確に行える体制がとられていること。

オ 地域貢献に関する項目

県内 I T 産業振興へ貢献する内容となっていること。

(3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。

(4) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について審査委員会事務局（総務部財政課予算第一グループ）及び審査委員会幹事会によるヒアリング及びプレゼンテーションの依頼を行う。

(5) ヒアリング及びプレゼンテーションの実施日時は、提案書提出者に対し別途通知する。

(6) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。なお、審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。

#### 11 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

(2) 提案者が参加する資格がないことが判明したとき。

(3) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。

(4) 提案者が当該提案競技に対して 2 以上の提案をしたとき。

(5) 提案者が他人の提案を代理したとき。

(6) あらかじめ指示した事項に違反したときその他提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

#### 12 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 10 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和 39 年島根県規則第 22 号）第 69 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、同規則第 69 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約条項

契約予定者と協議の上定める。

#### 13 その他の留意事項

(1) 提出期限後の問合せ並びに書類の追加及び修正には応じない。

(2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

(4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。

(5) 提出書類は、返却しない。

(6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。

#### 14 提案競技に関する問合せ先（書類提出先）

郵便番号 690-8501

島根県松江市殿町 1 番地 島根県総務部財政課予算第一グループ

担当 藤井、齋藤

電話 0852-22-5035

F A X 0852-22-6264

電子メール zaisei@pref.shimane.lg.jp

15 Summary

(1) Name of services or goods to be procured:

Development of a system to update the Shimane Prefectural budgetary support system, Operational and maintenance support

(2) Proposal Deadline:

17:00 Tuesday 16th November 2010

(3) Contact Information:

Budgeting Group No. 1

Finance Division, Department of General Affairs

Shimane Prefectural Government

Tono-Machi 1

Matsue-Shi, Shimane-Ken

690-8501

Contact Person : Mr. Fujii , Mr. Saito

Telephone : 0852-22-5035